

を表現する文、規範文についていえるであらうか。これは否定しなければならぬ。そうすると、そもそも意味としての規範そのものが、客観の対象として存在するといえないのではないか。

ただ経験的存在性という観点からみると、ケルゼンのいうように、法規範を立法者の意思行為の意味として捉えるのも一つの解決法であらう。しかし、それでは、前述のように、法律家の法解釈作業をうまく説明できない。また、諸法規範間の論理的体系構成の可能性が排除されてしまう。

では一体、何を出发点にしたらよいのか。存在することが現実なものは何か。現実なのは法規範を表現する文、法規範文である。制定法の条文や判決文など、これは確かに存在する。これを出発点に置いてはどうであらうか。そうすると、意味としての法規範は、法規範文を手掛かりに法を解釈する解釈者の側において現れるものと説明することができる。そしてそれによって法律家の法解釈作業も適切に説明できるかもしれない。論理的関係が妥当するものこの側面であるに違いない。

私の思考は以上のように、めぐりめぐって展開したのであった。

* * *

私は、このような思考を通じて生み

出された結果を、前述の私の報告の中で、一二のテーゼとしてまとめた。それは、法規範文を絵に譬えて、法規範文、法規範、法の解釈と適用およびこれらと論理の関係を比喩的に表現したものである。以下にそれを紹介したいと思う。

出发点は、次の命題にある。法規範文は法規範の言語的表現であり、法規範は法規範文の意味である。これに基づき、次のテーゼが定立される。

① 法規範は、言語的に表現された普遍的抽象的な法規範文である。それは、言語的に表現された抽象的な、印刷されたところの、法規範を描いた絵である。たとえば、子供の塗り絵のようなものである。

② 法律家、すなわち、裁判官または法学者は、普遍的抽象的な法規範文の規範の意味内容を具体化するために、この印刷された絵の枠の中に加筆して、法規範の、より具体的な絵を描く。裁判官と法学者の違いは、裁判官は他の法規範文によってその絵を描くことが法的に権限づけられているが、法学者はそうでないところにある。

③ 裁判官は、必要な場合、より具体的な事件のために、絵のそれに対応するところを加筆して、より詳細に絵を描く。これは、より具体化された絵である。

④ 裁判官は具体的な事件において、

その事実を確定し、それを彼によって描かれた絵の中にはめ込んで描く。

⑤ 上述の各段階において、法規範は法規範文、すなわち、言語的に描かれた絵の意味である。絵は規範的事象としての法規範を表現している。

⑥ 絵は法規範文定立者によって描かれる。しかし、それが一度描かれたならば、それはその法規範文定立者から独立した意味をもつ。その意味はその絵をみる者、すなわち解釈者にかかっている。

⑦ 法律家は、絵の対象としての法規範自体をみることなく、法規範の彼の絵を描く。

⑧ 法律家たちが法規範の絵を描いているという事実、法規範自体が絵の対象として前もって実際に存在しているということを意味するのではない。

⑨ 法規範文、すなわち、言語的表現としての法規や判決文は、実在する。しかし、それらの意味としての法規範自体は実在しない。それはちょうど、絵は実在するが、絵の意味、すなわち、絵によって描かれた世界は実在するとは限らないのと似ている。

⑩ 認識対象としての法規範の現実的存在性は、法律家の仕事の前提である。しかし、それは法律家の擬制(Fiktion)にすぎない。

⑪ 論理的法則はこの描かれた絵の

世界で、すなわち、法規範文間に妥当する。この絵において、法適用の各段階において絵の線が相互に衝突しないために、そしてそれらが相互に調和しうるために、なかならず判決がこの絵の中に調和的にはめ込まれるために、すべての線は相互に論理的に正しい結び付きの中にあらねばならない。この意味において、論理的帰結関係や矛盾律といった論理の原理は、その意味が法規範であるところの法規範文間に妥当する。

⑫ 現実には存在しないが、法律家によって前提され、無意識にフィクションとして存在するものとして機能しているところの、意味としての法規範の世界もまた、無矛盾で首尾一貫しているべきはずである。その限りで、論理的法則はこのフィクションとして擬制された意味としての法規範の世界においても妥当しなければならぬ。

* * *

以上が一二のテーゼである。このテーゼは、論理的法則の法規範への適用可能性という問題を中心に述べられているが、その問題を越えて、法と法の解釈および適用に関する従来の伝統的理解とは異なった基本的視点をそこに示していると思う。重複をいとわず述べれば、その視点は、客観的对象としてあるのは法規範文だけであって、

意味としての法規範は存在しないというところ、法規範は法規範文と関係する者の意識の世界に構成されるにすぎないというところ、そしてそれが、文の形に固定化すること、他の諸法規範文と論理の関係に入るということである。これは、要するに法規範文(およびそれと関係する人、とくにその解釈者)から出発しなければならぬということである。法規範文から出発するとき、人は、論理学の助けを借りて、諸法規範文の正確な構造分析と体系構成に向うことができる。かくして真の法規範の科学、否、正確に言えば、法規範文の科学の構築に進むことができるのである。

ケルゼンの法規範の科学としての純粋法学の意図はすばらしい。また、法律学の領域における様々な実体化を暴き、批判したその成果もすばらしい。しかし、彼においては法規範の概念が出发点とされたが、本稿で示されたところによれば、意味としての法規範自体は客観の対象としては存在しない。

にもかかわらず、その一種の存在性を前提にして理論構築を進めていくならば、それは法規範の実体化に陥ることになる。われわれはこれを排除しなければならぬ。目指すべきは、法規範の科学ではなくて、法規範文の科学でなければならない。法規範文から出発

し、これを軸として、法、法の解釈および適用を透徹して分析し再構成する理論の構築が要請される。その際、われわれは、ケルゼンがその時代において用いえた、現代の論理学および言語理論の観点と方法を援用することができ、「法規範の理論」の構想はこうして生まれたのである。

一九八一年の報告以来、私は、「法規範の理論」の体系構成を目指してきた。それは、単なる抽象的な法理論にとどまらず、現実存在する実定法の諸法規範文の分析に裏打ちされたものでなければならぬ。そこで私は、契約法を中心として民法の諸法規範文の論理分析にも努めた。そうした分析の結果をも踏まえて、現在私は「法規範の理論」の概要をまとめようとしている。遠くない将来、それを提示することができれば幸いに思う。

【注】

- (1) この見解を、私は本稿において短く説明するところにならう。
- (2) Vgl. Kelsen, *Reine Rechtslehre*, Wien 1934, 2. Aufl. 1960.
- (3) 川島武宜「科学としての法律学」(『法文庫』一九五四年、同新編、一九八四年)。
- (4) この国際連邦司法官について、既に長尾龍一教授が紹介されているところである(参照、長尾龍一「ケルゼン百年の周辺」法学セミナー二五巻

二二巻(一九八一年)一〇四—一〇七頁、二六巻(一九八二年)一三三—一三六頁。

- (5) Die *Reine Rechtslehre* in wissenschaftlicher Diskussion, Wien 1982 (Menzsche Verlag und Universitätsbuchhandlung) という出版やない。
- (6) これは、ケルゼンの後期の仕事に属している。すなわち、Kelsen, *„Recht und Logik“*, in: *Forum* 12 (1965), S. 421-425 (Teil I), S. 500 (Teil II); ders., „Nachmal: Recht und Logik“, in: *Forum* 14 (1967), S. 39 f.; ders., *Allgemeine Theorie der Normen*, Wien 1979.
- (7) Ders., *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, Wien 1911, 2. Aufl. 1923.
- (8) Ders., *Reine Rechtslehre*, 1934.
- (9) 前期と後期の間の中間時期がある。この第二期は、一九六〇年の「純粋法学」第二版から始まる。
- (10) 他二人は、ハントマン、ガートン、マンソンとよむ。Vgl. Weinberger, *„Kelsen's These von der Unanwendbarkeit logischer Regeln auf Normen“*, in: *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion*, Wien 1982, S. 108-121; Paulson, S., „Steht die „Allgemeine Theorie der Normen“ einen Bruch in Kelsen's Lehre dar?“ in: *ebenda*, S. 122-144.
- (11) Yoshino, *Hojime*, „Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf

Rechtsnormen“, in: *ebenda*, S. 142-146.

- (12) *Ebenda*, S. 146-158.
- (13) その「事実の世界」に對立する独立した世界としての規範という範疇に立脚して本當の法規範の科学を成立せしめることができるのか、それが疑問である。
- (14) ハントマンは、晩年のケルゼンの撤回は彼の法理論における破綻ではなく、その発展線上にあると解釈する。Vgl. Paulson, S., *a.o.*
- (15) Yoshino, *H.*, *a.o.*, S. 155f.
- (16) Vgl. *ebenda*, S. 163.
- (17) Vgl. *ebenda*, S. 164.
- (18) 参照、河野「諸法規範の論理構造分析と実質的システム作成による法適用」(『電子情報応用の可能性の検討——民法における売買契約の成立と効力に限定して』昭和五十八年度文部省科学研究費助成金研究成果報告書)八一三〇頁、五六一—〇九頁。参照、吉野「法適用過程における推論のコンピュータの応用」(『法とコンピュータ』第三巻(一九八五年)七七八—八九頁。